

宮城県警察性犯罪指定捜査員運用要綱の制定について（通達）

令和2年11月26日

宮本捜一第1935号

（概要）

この要綱は、性犯罪（刑法上の強制性交等、強制わいせつ等の性的欲求に基づく身体犯をいう。以下同じ。）により著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要としている被害者（以下「性犯罪被害者」という。）から事情聴取等を適切に行うことにより精神的負担を軽減するとともに、潜在化している性犯罪被害の掘り起こし及び事件検挙による連続性のある性犯罪の抑止を図り、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進することを目的として、宮城県警察性犯罪指定捜査員の運用等に関し必要な事項を定めたもので、

- 宮城県警察性犯罪指定捜査員の指定
- 指定捜査員の任務
- 指定捜査員の運用
- 指定捜査員の派遣等
- 教養及び訓練
- 指定捜査員の運用事務

等の項目で構成されている。